

# 医 保 部 通 信

①

平成 15 年 3 月 12 日(水)

埼玉歯科医師会

会 長 漆原 正明

医療保険部長 大和田 一彦

1. 口唇、口蓋裂後遺症等による咀嚼機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取り扱いについて
2. 医療用具の保険適用について
3. 組合員の給付率の変更について  
全国土木建設国民健康保険 (平成 15 年 4 月)  
[給付率] 本人 8 割 → 7 割  
70 歳未満 8 割 → 7 割
4. 療養証明書について
5. 平成 15 年度社保・国保レセプト用台紙の作成について
6. 技工指示書について
7. 個別指導について  
平成 15 年 3 月 6 日(木) 対象医療機関 4 件 (高点数)  
新規指導については今年度は終了 (該当なし)
8. 保険ニュースについて
9. 「保険請求 Q and A」について
10. 診療報酬請求事務の簡素化に伴う生活保護法による公費負担番号の設定について (通知)
11. その他
  - ①乳歯の薬物塗布の病名は「C」で「Hys」ではない
  - ②抜歯または根切のないWZ摘出は不可。WZでX線送付依頼が多い
  - ③止血シーネの算定要件はWZ(拇指頭大)・歯性上顎洞炎・血液疾患(摘要欄記載)等で普通の抜歯はいかがか
  - ④乳歯の「咬合性外傷」での歯冠形態修正 50 点は不可。16 点の咬調は算定可
  - ⑤填塞のない+20 点→前月月末に填塞した場合のみ可
  - ⑥H 2 年生まれ(12 歳)に P 管理 110 点→口衛指 100 点
  - ⑦P 継診と写真 同時算定可

## 埼玉報告

1. 2月14日(金) 臨時部会 久喜総合文化会館
- 2月16日(日) 助手講習会(教育部共催) 春日部保健センター
- 2月28日(金) 定例部会 久喜総合文化会館
- 3月5日(水) カルテ指導会 久喜総合文化会館
- 3月6日(木) 個別指導 社会保険事務局

### 2. 事務連絡

4月よりパラの点数変更なし (Up、Down が 10%以内のため)

### 3. 今月の質問

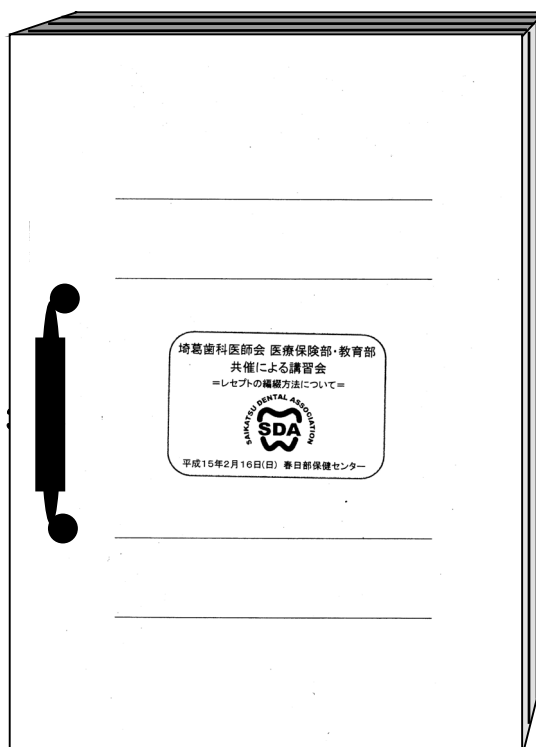
- ①顎関節症の患者さんに投薬したいのですが、「薬効別一覧」によれば、顎関節症に適応した鎮痛剤は「フェナゾックス」とあります。その鎮痛剤はないのですが、「関節痛」が適応疾患の鎮痛剤(ブルフェン 等)の投薬では認められませんか? **草加**  
(回答)
- ②P以外の咬調でレセプトにもそのむね記載し病名は Pu1 ですが査定をされました。どこがまずいのでしょうか? **春日部**  
(回答)
- ③14年10月以前の国保について提出に先立ち、古い請求書がありません。どうしたら良いのでしょうか? **春日部**  
(回答)「編綴方法に関するQandA」のQ15を参照

### 4. 「医療保険部・教育部共催による助手講習会」

2月16日(日)、春日部市保健センターにおいて「レセプト記載方法、請求書・総括表の編綴方法」に関する助手講習会を開催しました。参加者は過去最高の56名で助手だけでなく歯科医師の出席者も多く、今回の保険改正に対する関心の高さに驚き、改めて責任の重大さに気付かされました。

講師は、医保部・部内研修担当の野田先生[草加]と医保部・事務局の梅本先生[幸手]の2人が務め、32ページに及ぶテキスト(右図)やホワイトボードを使っての解説、終了時間も質疑回答等で予定時間を15分オーバーの11時45分に終了しました。

下記にその際の質問を載せますので、今後の編綴時の参考にして下さい。



## レセプトの記載方法・編綴方法に関するQandA

Q1. 9月以前の再請求で、8月分の請求書と9月分の請求書とに分ける必要はないのか？

A1. 新旧の区別がつけば、分ける必要はありません。

Q2. 国保の総括表では、「9月まで」と「10月以降」を分けて記載するのか？

A2. どちらでもよいが、分ける事で「紛失」という可能性もあるので出来れば合算した方がよい。

Q3. 社保での「9月まで」と「10月以降」の間の厚紙はどうするのか？

A3. 1番下に置けば、9月に置く必要はありません。

Q4. 各国保組合と(41)の併用は、すべて「負担率の低い方で請求」と考えて良いのか？

A4. 各保険組合によって取り扱いが違いますので、保険証を確認してから窓口徴収してください。

Q5. 老人医療(41)の場合、老人保健(27)同様 点数と負担率(老人医療は1割のみ)から割り出せるので、レセプトには負担額の記入は必要ないのか？

A5. (41)の場合、患者負担(公)の欄に 点数の四捨五入した額を必ず記入して下さい。

Q6. レセプト用紙の下にある「一部負担金欄」には何を書くのか？

A6. 老人保健(27)が定率制になったので、記載の必要はありません。

Q7. レセプト用紙の下にある「薬剤負担(公)」には、何か書くのか？

A7. 特に記載の必要はありません。

Q8. (41)が複数存在する場合、国保の総括表の「老人医療(41)」には 他の保険者の(41)と混ぜて記入するのか？ 分けて記入するのか？

A8. どちらでも構いません。

Q9. (41)再掲の欄には、一般と退職を別々に書くのか？ 合算して書くのか？

A9. どちらでも構いません。

Q10. 請求書の2枚目の老人医療(41)の下にある「空欄」は、どんな時に記入するのか？

A10. (41)以外の公費(原爆医療 等)の際に記入します。

## Q5・Q6・Q7

公費分	請求	点	合	計	点
点数	決定※	点	決	定※	点
薬剤負担(公)		円	薬	剤	円
患者負担(公)		円	負	担	円
高額療養費※		円	一	部	円
			負	担	

## Q9・Q10

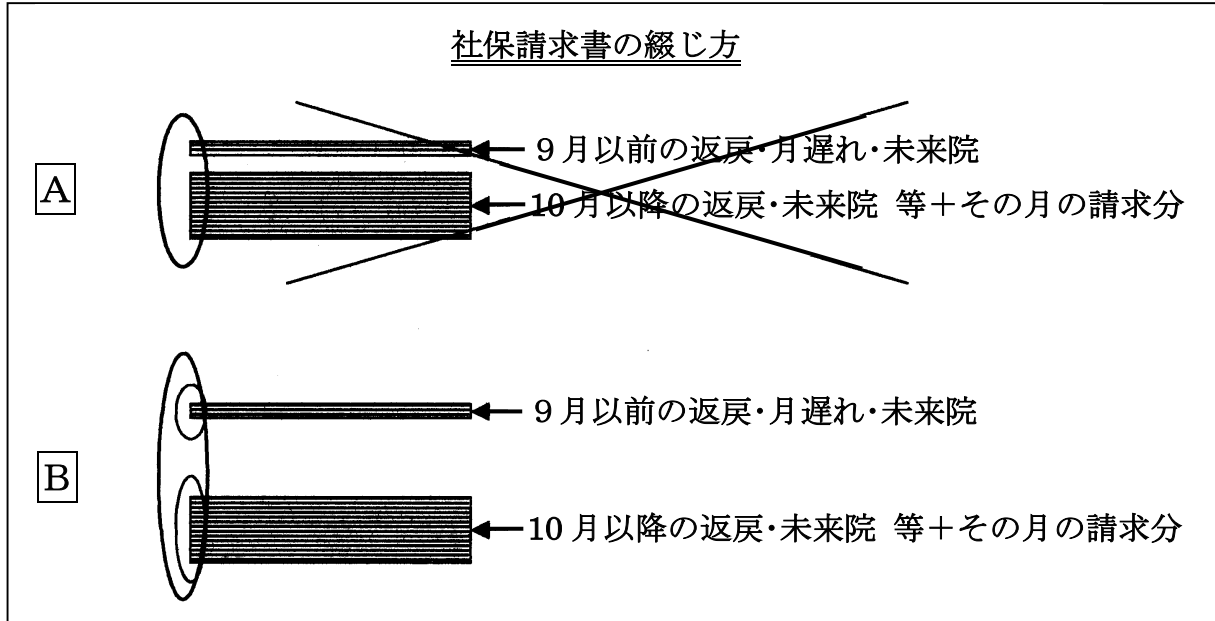
		公費負担医療 (再掲)		
		療 養		
		件 数	診療実日数	点 数
老人医療 ④①	請求	入 院		
		入院外		
	※決定	入 院		
		入院外		
	請求	入 院		
		入院外		
※決定	入 院			
	入院外			
請求	入 院			
	入院外			
※決定	入 院			
	入院外			

Q11. 国保の総括表(国保)には、前期高齢者は「一般」と「前期高齢者」とに分けて書くのか？

A11. 分けても良いし、合算でも良いです。

Q12. 社保の「9月分」はどこに綴じるのか？

A12. 「10月以降の返戻・月遅れ・未来院請求分+当月分」とは別綴じにして、その上に「9月分」を重ね、更に全体を綴じてください。 ※下図[B]を参照



Q13. 埼玉土建・本人の4月以降の取り扱いはどうなるのか？

A13. 4月以降は2割負担(8割給付)となり、患者が2割の一部負担金を支払った際、「一部負担払戻金」が支給されます。【「一部負担払戻金制度」という】

Q14. 『医療受給者証(27)の場合はすべて受給者証(1割か2割)が優先する』との事ですが、原爆医療(公費)「0割負担」との併用でも患者負担が発生するのか？

A14. 原爆被爆者医療の併用の場合、他法(医療保険や老人保険)優先ですので、老人保険(27)で発生した一部負担金を公費(原爆被爆者医療)に請求することとなります。したがって、患者が窓口で支払う負担金はありません。(病名C1、C2除く)

Q15. 「9月までを旧式の請求書で提出する」との事だが、手元に旧式用紙がなくなった際は新式で代用しても良いのか？ 良いのならそれも「2枚1セット」の取り扱いになるのか？

A15. 代用しても構いません。その際は2枚1セットにして提出して下さい。

Q16. 「社保の(27)は後ろに綴じる」との事だが、国保の場合は以前と同じ(一番前)で良いのか？

A16. その通りです。

